

第 20 回 中山間地域振興特別委員会

日時：令和 3 年 2 月 3 日(水)
10 時 分 ～ 時 分
場所：議会全員協議会室

【出席者】 田畑委員長 布施副委員長
川上委員 柳楽委員 野藤委員 上野委員 飛野委員 永見委員

【議長団】

【委員外議員】

【執行部】 地域政策部長 産業経済部長
防災安全課長 政策企画課長 まちづくり推進課長
農林振興課長 農林振興課副参事 地籍調査課長 生涯学習課長

【事務局】 古森局長 大下書記

議 題

- (1) 提言「1 集落機能の維持対策について」の進捗状況（報告）

- (2) 提言「2 情報・通信・交通の確保対策について」の進捗状況（報告）

- (3) 提言「3 農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について」の進捗状況（報告）

- (4) その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分 第 4 委員会室

中山間地域振興に関する提言（平成31年3月）

1：集落機能の維持対策について

【テーマ】『自主性にとどまらない主体性の創造による地域活動の推進』

～集落機能の維持・向上に向けて～

提言Ⅰ 地域の現状把握と話し合う場をつくること（1）（2）（3）

提言Ⅱ 地域のサポート体制の充実、人材育成を図ること（1）（2）（3）

提言Ⅲ 専門家のサポート体制を確立すること（1）（2）

提言Ⅳ 必要な予算を確保すること

中山間地域振興に関する提言（令和元年9月）

2：情報・通信・交通の確保対策について

【テーマ】『だれ一人として取り残されることのない生活基盤整備の推進』

～情報・通信・交通の確保に向けて～

提言Ⅰ 情報環境の整備（1）（2）アイ

提言Ⅱ 交通環境の整備（1）アイウエ（2）アイ（3）アイ（4）アイウ

中山間地域振興に関する提言（令和2年9月）

3：農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について

【テーマ】『農林地を守り活かす仕組みづくりの推進』

～農林地の維持管理、耕作放棄・鳥獣被害防止に向けて～

提言Ⅰ 農業・林業の担い手・事業継承者の確保 アイウエオカキ

提言Ⅱ 畦畔の草刈の方策 アイ

提言Ⅲ 有害鳥獣被害の対応 アイウエ

提言Ⅳ 耕作放棄地対策 アイウ

提言Ⅴ 山林管理対策 アイ

提言Ⅵ 集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界） アイウ

令和3年2月3日
中山間地域振興特別委員会
政策企画課

中山間地域振興特別委員会からの提言に関する進捗状況について

◆提言1 集落機能の維持対策について【平成31年3月】

【提言Ⅰ】地域の現状把握と話し合う場をつくること (まちづくり推進課)

(1) 住民アンケートの実施

(令和3年1月時点の進捗状況)

住民アンケートについては、地区まちづくり計画の策定や更新にあわせて実施されている。

実施に当たっては、地区まちづくり推進委員会に対してその必要性や重要性を説明するとともに、アンケートの雛形の提供や他地区での取組の共有を図るなどの支援を行っている。

また、島根県が実施した「集落基本情報調査」の結果についても、地域と情報共有を図り、具体的な取組や活動につなげていきたい。

(2) 集金常会の活用

(令和3年1月時点の進捗状況)

令和元年11月に作成した「町内会（自治会）等運営マニュアル」の改訂を令和3年度に予定しており、その中で集金常会の活用を含めた話し合いの手法等について掲載し、地域への周知を図る。

(3) 町内会の確立

(令和3年1月時点の進捗状況)

集落や町内会の機能が維持されるよう、旭自治区の「集落機能再編・強化事業」の全市事業への拡大を予定している。

【提言Ⅱ】地域のサポート体制の充実、人材育成を図ること (まちづくり推進課)

(1) 公民館の体制強化と機能の拡充

(令和3年1月時点の進捗状況)

令和3年度から公民館をまちづくりセンターへと移行し、公民館が担ってきた社会教育を推進する機能を継承しつつ、市民主体の協働のまちづくりを推進していく。

「地域おこし協力隊」制度の活用に当たっては、外部人材の必要性を整理するとともに、任期終了後の定住を見込んだ制度設計が必要であり、慎重に検討している。

公民館の体制強化として、「集落支援員」制度を活用し、地域に精通した人材の活用と育成に取り組んでいく。

(2) まちづくり担当専任職員配置によるサポート体制の充実

(令和3年1月時点の進捗状況)

令和3年度から「まちづくりコーディネーター」を全市で5名配置し、地区まちづくり推進委員会等に対する助言等を行いながら、各地区の特色あるまちづくり活動を支援する。

(3) 組織の活動エリアの設定

(令和3年1月時点の進捗状況)

地区まちづくり推進委員会の活動エリアの縮小や再設定は現在の制度でも可能である。

一方で、これまでの活動実績や取組を通して形成された地区内のネットワークは貴重な財産であることから、まずは地域での話し合いが必要と考える。

【提言Ⅲ】 専門家のサポート体制を確立すること (まちづくり推進課)

(1) 専門家の活用

(令和3年1月時点の進捗状況)

住民アンケートの実施や地区まちづくり計画の策定・更新に当たっては、これまでも島根県中山間地域研究センターやコンサルタント会社を活用している地区がある。

令和3年度には、島根県立大学に地域政策学部が開設されることから、島根県立大学とも連携を図りながら、地域へのサポートに取り組む。

(2) 人材ネットワークの創設

(令和3年1月時点の進捗状況)

令和3年度から「まちづくりコーディネーター」を配置することから、まずは「まちづくりコーディネーター」が相談窓口となり、自らアドバイスを行う、または各分野の専門家等へつなげるなどの支援を行う。

相談内容に応じて、適切な専門家が紹介できるよう情報の整理を行う。

【提言Ⅳ】 必要な予算を確保すること (まちづくり推進課)

(令和3年1月時点の進捗状況)

令和3年度予算として、中山間地域振興枠（協働による持続可能なまちづくり支援事業等）の創設やまちづくり総合交付金の新たな算定項目（高齢化加算、年少人口加算）の追加等を予定している。

◆提言 2 情報・通信・交通の確保対策について【令和元年 9 月】

【提言 I】情報環境の整備（政策企画課・防災安全課）

(1) ブロードバンド（高速大容量回線）環境の整備

（令和 3 年 1 月時点の進捗状況）

市内全域の光（FTTH）化整備事業を推進中。今年度に工事着工し、令和 4 年度から順次宅内工事を行っていく予定。

(2) 複数手段による情報取得の推進

（令和 3 年 1 月時点の進捗状況）

整備費用、耐災害性などの観点から、引き続き次期防災情報システムを検討中。

【提言 II】交通環境の整備（まちづくり推進課）

(1) 現状の正確な把握

（令和 3 年 1 月時点の進捗状況）

ア. ニーズの把握

生活路線バスや予約型乗合タクシーにおいては、運行委託事業者による利用実績報告書により、利用者の乗降地点など詳細な報告を受けるなど、地域ごとの利用傾向の把握に努めている。

また、今年度の県立大学との共同研究において、路線バス廃止沿線住民へのアンケート調査を行い、公共交通についての関心度等意識調査を調査した。

イ. データ分析とその共有

データの集計結果などを基に、県立大学との共同研究や、県立大学教員との研究会において、1 便 1 人あたりの運行経費などのデータ分析や、地域が望む公共交通体系について、今年度中に分析・とりまとめを行う予定としている。

ウ. 待合環境の改善と機能の複合化

民間路線バスの待合環境については、利用者や沿線住民からの要望を受け、バス事業者への働きかけを行っている。

また、本年 3 月オープン予定の旧お魚センターへの民間路線バスの敷地内への乗り入れにより、施設利用者がバス待合に負担を感じることなく利用できることが期待される。

また、生活路線バスや予約型乗合タクシーについては、沿線の公的施設や商業施設のスペースを待合所として提供する取組みを進めている。（現在、金城自治区で導入）

エ. 他部局・隣接自治体等との連携

「浜田市地域公共交通活性化協議会」において、教育・福祉・観光等の関係部署も構成員となっており、公共交通の利用促進への取組みや、公共交通体系のあり方について協議を行っている。

また、昨年末には、市内のタクシー事業者との意見交換会を開催し、現在の状況や市の施策についての情報共有と意見交換を行った。

隣接自治体との連携については、「島根県生活交通確保対策協議会（石見分科会）」において、情報共有や意見交換を行っており、引き続き連携を行う。

(2) 効率的な地域公共交通の確立とネットワーク化

(令和3年1月時点の進捗状況)

ア. エリアの見直し

地域が主体となって行う「自治会輸送」については、人口減少や高齢化などにより、運転手などの担い手不足が課題となっている。

複数自治会での共同運行の話もあったが、人的・経済的負担などの課題から実現にいたっていない。

一部の地域（浜田・金城）においては、地域住民同士で計画し、買い物等への移動にタクシーを借り上げるなどの取組みが定着している。

このような既存の交通を活用した取組み事例の情報提供・周知を、3月放送予定の「浜っ子タイムズ」において図る予定。

イ. 民間事業者との連携

現在、運行ルートが重複している路線において、混乗化することで、更なる効率化が見込める地域については、生活路線バスとスクールバスとの混乗化を実施している。

未実施地区においても、実現性や効果を検証した上で、検討していく。

介護事業者が所有する車両の活用については、一般旅客自動車運送事業の許可など法規制の適用の課題があり、現状実施には至っていない。

他の民間事業者の車両活用等については、今後、検討・研究を進めて行く。

ウ. 多角的な地域事業の推進

地域によっては、集落機能の維持は深刻な課題であり、公共交通に限らず買い物支援や生活サポートなど総合的な支援が必要と認識している。

公民館のまちづくりセンター移行の中で、まちづくり機能の充実を図っていきたいと考えており、まちづくり総合交付金の課題解決事業の活用など、地域独自の取組に対し一層の支援を行っていくこととしている。

保険の整備については、市生活路線バス及び市予約型乗合タクシーは、入札条件に加入要件を設定しており委託料の積算に計上している。

自治会輸送の保険料負担は、運営費補助として市が全額支出している。

(3) 住民意識の醸成

(令和3年1月時点の進捗状況)

ア. 啓発活動の実施

公共交通体系や運転免許返納制度などの周知や利用促進を図るため、令和3年3月の「浜っ子タイムズ」において放映予定である。

また、実際に運行している市生活路線バスや予約型乗合タクシーを利用した、「お出かけツアー」などを企画・支援し、公共交通を身近に感じてもらえる取組を行った。

イ. 公共交通の利用促進

敬老福祉乗車券事業については、令和4年度からの制度見直しに合わせて、より利用しやすい制度となるよう、令和3年度中に検討する予定。

(4) 新しい手段の研究

(令和3年1月時点の進捗状況)

ア. 車両改善への支援拡大

令和3年度の市生活路線バス「弥栄野原線」の車両更新にあたっては、利用人数や運行ルートを踏まえ小型車両の導入を予定している。

今後もスクールバスとの共用車両を除き、利用実態を踏まえた車両導入を検討する予定。

イ. 移動サービスの充実

移動図書館号（ラブック号）や巡回人間ドックなどの移動検診・出張検診を実施している。

引き続き、実施可能な行政サービスの研究に努める。

また、令和3年度から、事業者と地域が連携した移動販売と高齢者見守り事業への取組みに対しての支援を予定している。

ウ. 新しい交通手段の導入推進

次世代モビリティサービスの導入及び実証実験の受入について、現在、島根県を通じて大手通信系企業との調査事業の可能性を模索している。

今後も、本市の現状に適したものかを慎重に見極めつつ、引き続き、調査・研究するとともに、他地域での実証実験結果等を踏まえた検討を進めて行く。

◆提言 3 農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について【令和2年9月】

【提言 I】農業・林業の担い手・事業継承者の確保（農林振興課）

(1) 農業希望者の裾野を広げる対策やスマート農業の導入

（令和3年1月時点の進捗状況）

- ・農業研修制度による新規研修生 3人（令和2年度）
- ・国・県・市の補助事業によりラジコン草刈機やドローンを導入している。また、民間事業者がGPSを利用した重機での水田の均平化などが試験的に取り組まれている。

(2) 担い手の受け入れ態勢の確保と地域との出会いの場創出（支援センター）

（令和3年1月時点の進捗状況）

農業研修生等の受け入れを推進するため、品目ごとの就農パッケージの作成を行うとともに、受け入れ農家のモデルパッケージの作成を進めている。

農業の担い手が地域の重要な担い手でもあると認識しており、農業研修生等が地域に入りやすいよう支所と一緒に取り組むことが必要と考えている。

(3) 地域の特性を生かした作物等の創生及び販売方法の検討、組織化・グループ化の支援

（令和3年1月時点の進捗状況）

地域の特性を生かした作物としては、中山間地でも収益性が高く安定的な経営ができる有機野菜を振興作物として指定し、産地拡大に対して支援していく。

また、組織化・グループ化への支援については、集落営農法人の組織化を進めるとともに、既存法人や複数集落での広域連携についての検討を開始した。

(4) 意欲ある生産者、新規就農者への経営維持支援

（令和3年1月時点の進捗状況）

認定農業者については、中核的な経営体を目指す担い手へのヒアリングを行い、専門家や県の普及部による経営指導などに取り組んでいる。

新規就農者については、半年毎にサポートチームにおいてヒアリングを実施し、現在の就農状況の確認とアドバイスを行っている。

(5) 自伐型林業家への支援と育成

（令和3年1月時点の進捗状況）

現在、林地残材有効活用事業や豊かな森づくり推進事業で支援を行っているほか、原木しいたけの原木調達において間接的な支援を行っている。

(6) 新規就業者に対する住宅等の環境整備の充実・強化

（令和3年1月時点の進捗状況）

新規就農者の就農場所や生活様式など本人のニーズに応じて、空き家バンクの活用や市営住宅などを紹介できるよう努めている。

(7) 基盤整備に関する国・県への要望・協議

(令和3年1月時点の進捗状況)

県営中山間地域総合整備事業（浜田東部）、団体営農業基盤整備促進事業等を実施中であり予算確保へ向けた要望を行っている。

また、今後整備を予定している弥栄自治区の圃場整備を浜田市のモデルケースと位置付け、農地集積の促進、および水田園芸への転換を図り、高収益作物の導入により農家所得の向上に向けた農業施策に取り組んでいる。

【提言Ⅱ】 畦畔の草刈の方策（まちづくり推進課・農林振興課）

(1) まちづくり推進委員会等での取組強化と制度設計の公表と具体的推進

(令和3年1月時点の進捗状況)

令和2年3月に地区まちづくり推進委員会を対象とした先進地視察（雲南市吉田町の「里山照らし隊」及び松江市東忌部町の忌部助け合いセンター「輪の会」）を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴って中止した。

市内外を含め、既存の取組事例の発表機会を設けるなどして、組織化や活動の推進を図っていく。

(2) 草刈作業の負担軽減に向けた支援（防草シート、センチピードグラス）

(令和3年1月時点の進捗状況)

センチピードグラスの吹付け面積は、令和2年度見込み数量で6.8ha（令和元年度まで15.1ha）となっている。なお、畦畔除草等除草省力化推進事業については、令和3年度から新たに設ける中山間地域振興枠において、事業内容を拡充し実施する予定。

【提言Ⅲ】有害鳥獣被害の対応（農林振興課）

(1) シカ・サル対策が可能な防護柵や複合柵への切替えについて

（令和3年1月時点の進捗状況）

本市は、シカやサルよりもイノシシの被害が圧倒的に多いことから、現時点ではイノシシの防御を中心に広域的防護柵の普及を進めている。

サルについては、通常の防護柵（高さ1.2m）の上に電気柵を設置することで対応できると考えるが、シカの跳躍力は2m以上といわれ、イノシシの倍の高さの柵が必要と思われる。

隣接市町や県境付近での被害対策を情報収集しながら引き続き対策を研究していきたい。

(2) 獣肉加工処理施設の新設とジビエの普及と販路拡大、不要個体の対応について

（令和3年1月時点の進捗状況）

弥栄町獣肉加工処理施設では、精肉だけでなく、猪肉ローストなどの加工品やペットフードなどの試作研究も始めている。今後の製品化に向けて支援していく。

(3) 狩猟免許の簡素化、講習施設等の設置に関する国・県への要望等について

（令和3年1月時点の進捗状況）

狩猟免許の簡素化については、短時間では解決しない問題であるが、引き続き狩猟者の意見を国や県に要望していきたい。

講習施設等の設置については、県西部市町による「鳥獣被害対策広域連携協議会」を県が開催しており、この中で必要性等を訴えていきたい。

(4) 出没情報や罠管理のICTを活用した対策について

（令和3年1月時点の進捗状況）

以前、美川西地区で設置していたICT檻の捕獲率が悪く、効果が確認できなかった。

出没情報などのICT機器は維持管理費や機器導入の費用対効果を考え、導入事例も情報収集しながら研究していく。

【提言Ⅳ】耕作放棄地対策（農林振興課・農業委員会事務局）

(1) 耕作放棄地と住居のセットでの提供及び初期投資経費の負担軽減

（令和3年1月時点の進捗状況）

現在、耕作放棄地となっている農地は、条件が良くない農地が多いため、技術の未熟な新規就農者へは負担が大きいと考えている。地域で今後の農地の有効利用を検討する中で検討していく。

(2) 農から始まるまちづくりの地域での対策について

（令和3年1月時点の進捗状況）

中山間地では農業と地域振興は切り離すことはできないため、集落・地域において農地維持の考え方の話し合いの場が設けられ、一部地域では、関係機関も交えた協議が進められている。

(3) 農業委員及び農地利用最適化推進委委員の担当地域における農地等の利用最適化について

(令和3年1月時点の進捗状況)

農業委員・推進委員の方々には、農地等の利用最適化に関して、①担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進 ②そのために農地所有者の意向把握や「人・農地プラン等」の地域の話し合い等への参加 に取り組んでいく役割があることは、充分認識していただいている。

しかしながら、担当地域ごとに事情が異なるため、その地域に見合った取り組みをせざるを得ず、現段階ではまだ具体的な成果が表れているところは無いが、引き続き取り組みを進めていただくよう、働きかけている。

【提言V】 山林管理対策 (農林振興課・地籍調査課)

(1) 早期に地籍調査に取り組むべき

(令和3年1月時点の進捗状況)

現在、地籍調査事業の実施地区は、浜田自治区では黒川町の3地区や原井町等の市街地を中心に計6地区の調査を行っている。

また、金城自治区では入野の2地区や追原、弥栄自治区では門田、三隅自治区では西河内を調査しており、合計11地区を調査している。

平成28年度に決定された国の重点方針により、防災対策や森林施業の円滑化、都市開発等の基幹事業実施予定区域等における先行調査となる地籍調査に対する経費を重点的に支援するとされたため、国の重点方針に基づいて実施要望している。

今後、市街地では更に調査を進める必要があるが、山村部においても土砂災害等が発生する可能性の高いエリアや、森林施業・保全のため、森林経営計画の策定地域等を優先して要望を行っていく。

なお、農林振興課では、森林施業と連携した取組として、森林境界明確化事業を実施しているので、所有者情報や測量成果を情報共有して有効に活用していく。

(2) 森林所有者に対する山林の適切な管理への誘導

(令和3年1月時点の進捗状況)

森林経営管理法に基づき、森林所有者215名への意向調査を実施し、うち31名から森林経営管理の委託希望があった。

そのため、委託希望者の同意を得て固定資産税名寄帳や林地台帳等により書面調査を行い、人工林については現地踏査により経営可能性について随時調査を行う。

現在、旭町の森林2箇所について林現地踏査を実施。

【提言VI】集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）（農林振興課）

（1）農地の大規模化と集落営農組織の法人化への支援について

（令和3年1月時点の進捗状況）

◆集落営農組織の法人化に向けた考え方について

地域内での意識の醸成や、一定の経営規模が無い限り設立後の経営が厳しくなることが予想される。現状の設立されている法人組織においても経営が厳しい組織は存在している。

その様な状況を考えても一定規模を管理すること、オペレーターが存在などを考えると複数集落での取組を進めて行く。

◆法人設立に向けた状況

1月に上府が法人設立

◆取組の状況

○浜田自治区

・美川西エリアでの連携の検討開始

○金城自治区

・七条、小国、波佐エリアでの検討開始

○旭自治区

・都川、市木エリアでの検討開始

○弥栄自治区

・5法人連携の検討継続

・圃場整備への取り組み協議

○三隅自治区

・井野エリアでの検討開始

→連携協議会の設立へ向けた協議

（2）法人化の困難な地域への支援について

（令和3年1月時点の進捗状況）

各地域で担い手などの状況が異なるため、画一的な対応は難しい。

上記の通り、エリア別に対策できるように検討を進めている。

（3）若い人材の育成について

（令和3年1月時点の進捗状況）

高齢化や人口減少等による担い手不足の中、組織の再編も厳しい状況にあり、人材の育成は最重要課題であると認識している。

現状としては、既存の組織としての再編は進んでいない状況であるが、エリア的にみると認定農業者や中核的な経営を行う担い手が存在しており、今その地域にいる人材育成を進めるとともに、隣接地域の人材や、他の地域の人材も含めた広域的な連携も視野に、地域と話し合っ進めていきたいと考えている。

中山間地域振興枠（令和3年度～令和7年度）

令和3年度～令和7年度 中山間地域振興枠			実施事業	
事業名	事業内容	担当課	事業名	財源
生活支援機能の確保 3.0億円/5年				
① 飲料水安定確保事業	補助対象及び補助金額 ・新たな飲用井戸の整備 補助率4/5、限度額2,000千円 ・既存井戸等の給水施設の維持修繕等 補助率4/5、限度額250千円	環境課	飲料水安定確保対策事業	地域振興基金（三隅） ※ 井戸等の更新・修繕のみ
② 巡回総合ドック事業	中山間に在住する20歳から74歳を対象に実施する ・対象者 浜田市民（対象年齢20歳～74歳） ・検査内容 内科検診だけでなく、歯科検診も受診可能とし、医科歯科総合診査とする 検査内容は一律とせず、年代ごとの健康課題に応じた内容とする	健康医療対策課	巡回人間ドック事業	まちづくり振興基金 （中山間地域の活性化のための 共通事業）
③ 危険木・支障木緊急除去事業	市、農、林道の危険木、支障木の除去を行う	農林振興課 維持管理課	危険木・支障木緊急除去事業	まちづくり振興基金 （中山間地域の活性化のための 共通事業）
④ 見守り移動販売支援事業	補助内容及び補助金額 ・補助対象者 市内の移動販売を事業者 ・補助要件 多品目を取り扱う、地域（地区まちづくり推進委員会）と連携する等 ・補助内容 訪問戸数×70円（サロン等での販売の場合は、来客数×35円）	まちづくり推進課	移動販売支援事業	地域振興基金（旭）
地域産業の振興 4.3億円/5年 ※ 提言3への施策				
⑤ 農林振興事業				
旧農業振興基金事業 ※ 令和3年度のみ	・サポート経営体等育成支援事業 ・農産物流通改善事業 ・農業経営体育成支援事業 ・担い手規模拡大支援事業 ・農業基盤整備補助事業	農林振興課	農業振興基金事業	農業振興基金
農用地保全事業	・畦畔等除草省力化推進事業 ・大豆生産拡大事業（土地利用型作物） ・農用地環境保全事業	農林振興課	新規	
県事業負担金 （農業基盤整備）	県営基盤整備事業により区画整備を実施する	農林振興課	継続	県事業負担金（農業基盤整備）
担い手等育成支援事業 ※ 令和4年度から	・担い手育成推進事業 ・推進作目推進事業 ・3果樹推進事業	農林振興課	新規	新規
⑥ 有害鳥獣対策事業 （農用地保全事業）	・鳥獣被害防止対策事業 ・獣肉処理加工施設運営補助事業	農林振興課	新規	新規
⑦ 棚田保全活動助成事業 （地域資源保全活動助成事業）	補助対象及び補助金額 ・補助要件 日本の棚田百選に選ばれた棚田の維持・保全活動を継続して行う 市内の日本の棚田百選に選ばれた地域との交流により棚田地域の振興に努める活動を行う ・対象経費 棚田の維持・保全活動等に要する経費 ・補助率 4/5（上限500千円）	農林振興課	拡充	棚田保全活動助成事業
地域コミュニティの支援 1.0億円/5年 ※ 提言1への施策				
⑧ 集落機能再編・強化事業 （地域づくり振興事業）	補助対象及び補助金額 ○機能維持支援補助金（会議費等） ・補助率10/10 上限300千円 ○集会所等整備補助金（新築又は改築） ・補助率2/3 上限2,000千円（地域拠点整備事業補助金を控除） ※設備等整備補助金は、地域づくり振興事業の備品購入補助で対応 ※地域づくり振興事業の補助メニューに追加	まちづくり推進課		
⑨ 地域づくり活動維持活性化事業 （地域づくり振興事業）	補助対象及び補助金額 ○地域づくり活動維持活性化補助金（町内会活動等に用いる備品の購入費） ・補助率2/3 上限400千円 ※ 地域づくり振興事業の補助メニューに追加 ※ 同一団体による複数申請を制限する仕組みの検討が必要か	まちづくり推進課	拡充	地域づくり振興事業 定住対策基金事業 集落機能再編・強化事業 コミュニティ施設整備事業 まちづくり整備推進事業
⑩ 地域拠点施設整備事業 （地域づくり振興事業）	補助対象及び補助金額 ○地域拠点施設整備事業補助金（修繕・増築・改築・関連施設整備等） ・補助率2/3 上限1,500千円 ※ 地域づくり振興事業（補助率1/3・上限500千円）へ上乗せ ⇒上乗せ部分に共通基金充当	まちづくり推進課		
⑪ 青少年健全育成事業	補助対象及び補助金額 ○青少年健全育成活動支援補助金（当該活動に用いる備品の購入費） ・補助率2/3 上限300千円	生涯学習課		
⑫ 協働による持続可能なまちづくり 支援事業 （市民協働活性化支援事業）	補助対象及び補助金額 ・補助対象：①地域の課題解決に資する ②協働により実施するまちづくり事業 ③収益によって自律的な事業の継続が可能 ④課題解決に資するサービスの供給が十分でない ⑤税務署に収益事業開始届出書を提出した事業 ・1事業者あたり年間100千円（定額） 補助期間3年間	まちづくり推進課	新規	新規

※ 中山間地域振興枠 10億円/5年のうち、令和3年度予算時では約1.7億円/5年が残額となる見込みです。

この残額については、「提言2」にある地域交通等の環境整備など、令和3年度以降で発生する中山間地域での課題に対応するための財源とします。

第 19 回中山間地域振興特別委員会の確認資料（令和 3 年 2 月 3 日）

中山間地域振興に関する提言（4：中山間地における安全・安心対策について）

提言のテーマ

サブテーマ ～中山間地における安全・安心対策に向けて～

提言Ⅰ 地域ぐるみで相互扶助機能の充実と防犯・防災対策の強化

(1) 【自主防災組織や地域見守り組織の設立・再構築】

- ア) まちづくり総合交付金の項目の中に自主防災組織の設立促進
- イ) 自主防災組織の強化・見直し

(2) 【安否確認、情報等の連絡体制】

- ア) 市内全域に見守り、安否確認、情報等の連絡体制を確立。

提言Ⅱ 避難所の確保と周知

(1) 【避難所の見直し（場所の再点検・施設充実）】

- ア) 各地域が決める第一避難所の確保【災害種別別】
- イ) 避難所備品の充実（段ボールベッド、パーテーション、衛生用品）

(2) 【災害状況による避難方法の確認・周知】

- ア) 避難場所への誘導と表示板設置

提言Ⅲ 道路、河川環境の整備

(1) 【道路パトロールの体制強化】

- ア) 道路パトロールの強化とスキルアップの実施
- イ) 地域住民と連携した危険個所の情報収集の効率化への実施

(2) 【河川、治山ダム・砂防ダムの土砂撤去】

- ア) 河川の堆積土砂の撤去
- イ) 治山・砂防ダム堆積土砂の撤去の県要望